管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0720010	最低製造数量基準の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（発泡酒はキロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	709　特産酒類の製造事業	発泡酒の最低製造数量基準6,000リッターを1,000リッターに緩和する	特区が必要とされている背景 中山間地域では、農業人口の減少、過疎、高齢化等により、耕作放棄地の拡大、里山の荒廃、ひいては地域活力と多面的機能の低下が深刻な問題となっており、地域活性化に資する付加価値の高い農業の展開が求められている。そのような状況の中、地域で活動するNPO法人「ゆうきの里実和ふるさとづくり協議会」は、道の駅を拠点にしてブランド農産物の直売、農産物加工等付加価値の高い商品開発の確立を目指しているところである。また、昨年、地域内の遊休農地の解消に向け、国の補助を受け桑園等の遊休農地を開墾し、今年から新規就農者等による耕作が始まるところである。 提案理由 開墾した農地は復せていたため、麦・豆類栽培による土作りが重要な作業となっている。また、普通酒においても収量減減、品質劣化を防ぐために品質基準の厳格だけでなく、麦・豆類の栽培、落ち葉等の里山資源を取り入れた輪作が望ましいとされている。しかしながら、麦・豆類の価格が安く農家所得につながらず、また、里山が荒廃していたため取り組まれていない。この中で、農家自らが、輪作作業で栽培された麦と里山保全により得られるカラーナッツからビール（法律上は発泡酒）を製造することにより、中山間地域における付加価値の高い特続可能な営農を目指す必要がある。 小規模農家が自己加工して酒類の製造に取り組む場合、酒税法の最低製造数量基準（発泡酒：6,000リッター）が設定されていることにより、過大な設備投資が必要となる等大きな障壁となっているため、特区においては、数量基準の緩和をお願いしたい。 代替措置 対象となる事業者が限定されること、発泡酒やビールは製造工程が複雑なため密造に懸念が少ないこと、密造が違法であることが社会的常識として広まっていることから規制緩和による密造の横行の懸念は少ないと考えている。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるために、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすこと が製造免許の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の場加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。 提案理由 開墾した農地は復せていたため、麦・豆類栽培による土作りが重要な作業となっている。また、普通酒においても収量減減、品質劣化を防ぐために品質基準の厳格だけでなく、麦・豆類の栽培、落ち葉等の里山資源を取り入れた輪作が望ましいとされている。しかしながら、麦・豆類の価格が安く農家所得につながらず、また、里山が荒廃していたため取り組まれていない。この中で、農家自らが、輪作作業で栽培された麦と里山保全により得られるカラーナッツからビール（法律上は発泡酒）を製造することにより、中山間地域における付加価値の高い特続可能な営農を目指す必要がある。 小規模農家が自己加工して酒類の製造に取り組む場合、酒税法の最低製造数量基準（発泡酒：6,000リッター）が設定されていることにより、過大な設備投資が必要となる等大きな障壁となっているため、特区においては、数量基準の緩和をお願いしたい。 代替措置 対象となる事業者が限定されること、発泡酒やビールは製造工程が複雑なため密造に懸念が少ないこと、密造が違法であることが社会的常識として広まっていることから規制緩和による密造の横行の懸念は少ないと考えている。	C	酒類の製造については、酒税の保全を図る観点から、①製造者から公平に酒税の負担をお願いする必要があること、②その際、一定の規模の製造を求めることにより、滞納の発生を防止する必要があること等を勘案して、目的の結何を問わず免許制を採用し、その免許の付与にあたっては、最低製造数量基準を満たすこと等を要件としており、自家消費目的の酒類製造を含め、酒類の小規模製造は原則として認めていないところ。 ご提案の「麦酒の酒づくり」が地域の活性化にどのようにつながるのか明らかではないが、酒類の製造を誰に対しても自由に認めることは、採算が取れない小規模製造者の増加により滞納の発生等のおそれがあるほか、納税者が多岐にわたり適正かつ確実な課税が困難となることもに、脱税な税務執行コストが必要になる等の問題があり、国税であると考えている。 また、技術的能力や製造設備については、保健衛生面や環境面等の観点からも必要な要件であると考えている。	貴省回答において、酒税の保全を図る観点から規制を堅持するとの主旨は、製造免許に関して認めてもらえるものと理解しました。 しかし、酒類の製造は原則として認めていないとの回答ですが、酒類の製造を誰に対しても自由に認めることは、採算が取れない小規模製造者の増加により滞納の発生等のおそれがあるほか、納税者が多岐にわたり適正かつ確実な課税が困難となることもに、脱税な税務執行コストが必要になる等の問題があり、国税であると考えているとの回答ですが

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0720060	自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係る請負契約に関する見積り期間の例外化	予算決算及び会計令第74条	予算決算及び会計令第74条の規定に基づき、契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならないとしている。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日まで に短縮することができる。		建設業法施行令第6条における建設工事の見積期間に関する規定及び予算決算及び会計令第74条の入札の公告期間の規定から、「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる建設工事契約」を例外化する。 また、これに伴い「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる建設工事契約」については、当初契約時点で請負代金を契約書に記載せず、精算払いを認める。	災害復旧等の緊急対応に係わる建設工事の契約手続き期間を短縮することで、発災後の即応性を高め、大規模な復旧作業の着手を迅速化して、住民生活の早期復興と防災力の向上を目的とする。 【提案理由】 近年、地球温暖化による気候変動の影響によると思われる局地的短時間豪雨の発生件数が増加傾向にあり、水災害に加え、土砂災害発生リスクが高まっている。 加えて、東海地震や宮城県沖地震などのように、30年以内の大規模地震の発生確率が80%を超えると評価されていることから、防災対策に加え、災害に即応できる復旧体制を確立することが急務となっている。 その取組として、民間との応援協定（無償）締結を進めているが、被災規模が甚大な場合、無償協定での対応には限界があることから、緊急に建設工事契約を締結しようとした場合、これら規定が障壁となり、発災後の迅速な復旧作業を妨げているため。 （参考） 以下の規定により、緊急時でも建設工事の契約に際し、5日間の見積り期間が必要となっている。 予決令第74条「～ただし、急を要する場合においては、その期間を5日まで に短縮することができる。」 建設業法施行令第6条「～五日以内に限り短縮することが出来る。」	E		予決令は、国が契約を行う場合を対象としており、地方公共団体が契約を行う場合は対象外であり、そのため、地方自治法、建設業法その他の関連法令の定めに従うことになる。 なお、国が行う契約については、不特定多数の者により公正な競争を実現するため、一般競争に付することを原則とした上で、通常は10日間、急を要する場合においても5日間の公告期間を設けることとしているが、災害等緊急の必要により競争に付することができない場合においては会計法第29条の3第4項の規定により随意契約によることができることとしている。 また、国が行う契約において、政令の定めにより契約書の作成を省略することができる場合（予決令第100条の2）には省略が可能であるが、財政紀律の観点から、金額の無制限な債務を負担することは認められないため、契約金額を定めない契約をすることはできない。	右の提案主体の意見を踏まえ、国の行う契約について、事後契約等の緊急契約の締結について再度検討し、回答されたい。	予決令が地方公共団体の行う契約に適用されないことは、了知しているところである。 応急復旧等の緊急契約については、当席でも独自に検討を進めているところであり、同一地域内にあって、発注（行政）機関の内規等の違いによって、その応急復旧対応に差異が生じることは、被災住民の視点から考えた場合に、望ましい状況であるとは考えにくい。 国土交通省から建設業法では、事後契約を許容している内容の回答があったが、国や自治体の契約では、会計法や地方自治法によって、事後契約を容認していないものと捉えている。住民生活に直結した出先機関を有する立場から、事後契約をはじめとした災害発生時の緊急契約の締結方法について、国として明らかの方針を示すことを検討いただきたい。	D		予決令は、国が契約を行う場合を対象としており、地方公共団体が契約を行う場合は対象外であり、その場合には、地方自治法、建設業法その他の関連法令の定めに従うことになる。 なお、国が行う契約については、不特定多数の者により公正な競争を実現するため、一般競争に付することを原則とした上で、通常は10日間、急を要する場合においても5日間の公告期間を設けることとしているが、災害等緊急の必要により競争に付することができない場合においては会計法第29条の3第4項の規定により随意契約によることができることとしている。 また、国が行う契約において、政令の定めにより契約書の作成を省略することができる場合（予決令第100条の2）には省略が可能であるが、財政紀律の観点から、金額の無制限な債務を負担することは認められないため、契約金額を定めない契約をすることはできない。 なお、いわゆる防災協定として、建設業者が地方公共団体との間で、災害時において地方公共団体の要請により応急復旧工事を実施するこ、当該応急復旧工事の費用負担に関する合意内容（地方公共団体が負担する等）等を事前に包括的に定め、事後選挙なく具体の請負契約を結ぶことにとしている場合があるが、このような運用を否定するものではなく、緊急時においては請負代金に関して実質的な当事者間の合意があれば、契約書面の交付が事後になることも許容される。	再検討要請に係る回答について、仮に建設業者と国の出先機関との間で協定を結び、請負代金に関して実質的な当事者間の合意があった場合について事後契約が可能かどうかについて、回答されたい。			1028010	福島県	福島県	財務省 国土交通省
0720070	米エタノールの工業用アルコール要件の緩和	アルコール事業法第2条第1項			主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第1項により農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針に基づき、工業用アルコール製造を目的として生産された米に限し、自該米を用いて製造したアルコールについては、飲用を目的とせず、製造過程に関する定期的な検査を市町村長が行うこと等を条件に、アルコール分が90度未満であっても、アルコール事業法第2条第1項に基づくアルコール（工業用アルコール）として認めるよう措置されたい。	岩手県奥州市では、生産調整の結果転作を余儀なくされている水田が5,809ha（全水田の36.3%）存在する。この転作に際し、水田を水田のまま活用できることを重視し、本市では、平成16年度より転作田におけるエネルギー作物によるエタノール化を検討している。以来、継続的に米の固体発酵によるエタノールでの技術検証を行っており、原料コストを下げるため、平成18年度より数つさ発酵試験を行っているほか、平成19年度より低コスト多収米の作付けを始めている。 一方、需要面では、E3燃料としての販売を検討しているが、十分な市場ではないE3燃料のみでは採算性が低く、事業化は困難との結論に至っている。 このため、工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール蒸留では通常60～80%程度のアルコール度数であり、アルコール事業法に基づき90度以上とするためには、例えば消毒用アルコールの主たる需要等である70～80度程度のアルコールとして出荷する場合に比して、概算で2割程度のコスト増となってしまう。 工業用アルコールについては、アルコール事業法により流通段階でも厳しく管理されることとなっている。 このため、米の生産調整の政策目的を鑑み、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村が関与し、認定、定期検査の実施等により不正が行われないことを担保することにより、90度未満の濃度のものであっても工業用アルコールとしての出荷が可能となるよう措置を提案するものである。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇用創出が図られる。	E		ご提案の内容は、アルコール事業法の適用に関するものであると考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、提案の主旨が実現できるよう、再度検討し、回答されたい。あわせて、酒税法に抵触しない不可飲料提案を施した、飲用とならないアルコールとは、どのように処置されたものであるか、具体的に示されたい。	今回の提案は、90度未満のアルコールを工業用アルコール（飲用でないもの）利用したいというものである。 今回の回答では、飲用を目的としない場合であれば飲用が可能であっても、酒税法の規制はかからないという認識でよいか。 また、酒税法の規制（許認可等）がかかる場合、製造する米エタノールに不可飲料提案を施す（法第44条第3項対応）ことによって、酒税法の規制がかからなくなるという理解でよいか。	E		アルコール分1度以上の飲料又は薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるものについては、アルコール事業法の適用を受ける場合を除き、酒類として酒税法が適用される。 なお、ご見だしある酒税法第44条第3項は、酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとする場合に酒類として取用することができない処置を施す旨を規定するものであり、ご提案のケースにはあてはまらないと考えられる。 いずれにせよ、酒税法の適用に関する具体的な取扱いについては、税務署でお問い合わせいただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	今回提案する米原料のエタノールについても、アルコール度数に係らず飲用でない処置を施した場合、酒税法の適用外であるという認識でよいか。 もしそうであれば、このような場合の不可飲処置の基準等はあるか。	豊易固体発酵法と製造物カスケード利用によるコメエタノール事業化プロジェクト	1038010	奥州市、農事組合法人アグリ宿森、株式会社まちづくり奥州	岩手県	財務省 経済産業省
0720080	開発予定地内の未利用国有地の売買額の弾力的運用	財政法第9条 予算決算及び会計令第99条	国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価（時価）なくして譲渡し、若しくは貸し付けてはならない（財政法第9条）。 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない（予算決算及び会計令第99条）。		優良な宅地開発とするため、開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地の売買額の弾力的な運用をお願いする。	【実施内容】 開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地のみが未開発地とならないように、国有地の売買額の弾力的な運用をお願いする。 【提案理由】 市街地の開発予定地に国有地が含まれているが、田（現状地目）の鑑定評価額が高額（10a当たり約113万円）で、その後行なわれた隣地の売買価格（10a当たり約6.05万円）と著しい格差が発生している。このため、国有地の購入が進まず、一体開発（穴抜きの開発）ができずに、優良なまちづくりに影響が出ている。このことから、例えば一定規模（1haなど）の開発において、周辺地権者と同等額で国有地を売買すると、国有地売買額の弾力的な運用を望む。	E		国有財産の売却に当たっては、個々の財産の実情を踏まえ、適正な対価となるよう不動産鑑定士から鑑定評価額を徴し決定している。不動産鑑定士の鑑定評価作業の中で取引事例に個別の事情等がある場合には、これを踏まえ適正に補正したと評価額に反映しているところである。 当該国有地の鑑定評価額は不動産鑑定士の鑑定評価に基づいた適正な価格であり、鑑定評価の後に行われた売買の実例と比較することは適当ではないと考える。			E						見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	1047120	見附市	新潟県	財務省
0720090	市町村への譲渡に係る国有財産法の弾力的運用	財政法第9条 国有財産法第28条 国有財産特別措置法第3条、第5条	国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価（時価）なくして譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。 地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合又は財産の管理費用を負担した場合には、譲与又は減額譲渡ができる。		市が実施する地域再生のための施設利用について、国有財産法の弾力的運用をお願いする。	【実施内容】 市が考える地域再生のための施設利用計画においても譲与等優遇対象施設なるように、国有財産法の譲渡について弾力的な運用をお願いする。 【提案理由】 旧新潟地方法務局見附出張所は、市役所の隣接に位置し、平成20年に国出先機関の統廃合により空家となっている。本施設を有効利用することで、市街地環境の向上を図り地域再生のための拠点施設としたい。 現行法では、優遇対象施設が具体的に示されており、まちづくり地域再生のための施設として計画した場合は、優遇措置が受けれないため、市及び市民の財政的負担が大きくなる、弾力的な運用をお願いする。	C		普通財産を譲渡する場合には、代金（時価）を徴収することが原則であり、無償又は減額とすることは、財政法第9条の規定により、法律に特別の定めがなされた場合にのみ例外的に認められており、国有財産法等において限定的に規定されている。 本件財産は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条に規定する特定国有財産整備計画に掲上されている財産であることから、優遇措置を適用せず、全面積を時価売払することが制度上必要であり、優遇措置の弾力的運用を行うことは困難である。 なお、特区、地域再生に係る提案については、今般の「特区、地域再生集中受付」募集要項において、「単に税財源措置の優遇を求めるものは、対象としません。」とあり、本提案は検討要請の対象とはなり得ない。			C						見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	1047120	見附市	新潟県	財務省
0720100	国際コンベンションに参加するために入国する者の入国手続き等のサポートのための国際線到着エリア等への立入りにかかる制度化	なし	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場への立入りについては、テロの未然防止、出入国管理及び不正薬物の流入阻止等の観点から、原則として、入国旅客以外の者に対しては不の立入りを認めていない。 なお、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。		国際会議等の関係者の出入国手続き簡略専用レーン設置の制度化及び別専ゲートから入国手続きを禁煙化するとともに、案内・接遇のための旅具検査場への立ち入りに対して許可を求める。 （2）国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。 特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時関係等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。 しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き簡略専用レーン設置などの内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。 また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事情を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。	C	－	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものである。このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理、密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。なお、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	海外重要賓客については、利用する航空会社の立入制限区域内への案内が期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした現状から、立入制限区域の緩和を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。	C	－	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものであり、諸外国の空港においても立入り者を厳しく制限しているところである。 このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理及び密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。 ただし、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めているところである。 なお、民間主催の国際会議の場合においても、航空保安、出入国管理及び密輸取締の確保が確実にできることを前提に、国際会議の規模、他の旅客への影響などを勘案して、送迎のための立入り者について個別に検討することとするので、事前に関係省庁に相談いただきたい。			1057031	大阪市	大阪府	法務省 財務省 国土交通省
0720110	国際コンベンションに参加するために入国する者の入国手続き等のサポートのための国際線到着エリア等への立入りにかかる制度化	なし	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場への立入りについては、テロの未然防止、出入国管理及び不正薬物の流入阻止等の観点から、原則として、入国旅客以外の者に対しては不の立入りを認めていない。 なお、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。		Sibos2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設 （2）国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機側から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムースな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がされていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時関係等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大き く促進する。	C	－	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものである。このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理、密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。なお、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	海外重要賓客については、利用する航空会社の立入制限区域内への案内が期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした現状から、立入制限区域の緩和を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。	C	－	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものであり、諸外国の空港においても立入り者を厳しく制限しているところである。 このため、送迎のための立入り者の制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理及び密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。 ただし、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めているところである。 なお、民間主催の国際会議の場合においても、航空保安、出入国管理及び密輸取締の確保が確実にできることを前提に、国際会議の規模、他の旅客への影響などを勘案して、送迎のための立入り者について個別に検討することとするので、事前に関係省庁に相談いただきたい。			1060671	大阪府	大阪府	法務省 財務省 国土交通省